

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月29日

【事業年度】 第12期(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイグループ

【英訳名】 GNI Group Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)	204,346	81,837	272,876	90,332	161,943
経常損失 (千円)	972,665	439,033	263,128	463,877	484,600
当期純損失 (千円)	1,366,385	471,760	258,088	435,450	482,255
包括利益 (千円)	-	-	-	457,406	505,406
純資産額 (千円)	1,123,476	880,106	915,896	1,162,008	1,030,649
総資産額 (千円)	1,238,333	920,377	961,819	1,565,778	1,570,269
1株当たり純資産額 (円)	15.15	10.36	8.83	8.63	7.54
1株当たり当期純損失金額 (円)	18.76	6.34	2.88	4.82	4.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	90.6	91.3	82.5	52.41	48.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	942,814	216,583	130,543	163,989	351,819
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	177,136	38,416	37,113	106,475	96,397
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,999	167,201	226,260	498,085	437,125
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	450,292	426,182	554,894	780,618	778,909
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	73 (2)	58 (2)	61 (4)	120 (6)	124 (4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第8期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 第8期は、当社グループで事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は972,665千円となりましたが、特別損失に事業再編損及び出資金評価損を計上したため、1,366,385千円の当期純損失を計上しました。

5. 第9期は、第8期に当社グループで実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は439,033千円と大幅に減少しました。また営業キャッシュ・フローも資金の減少が216,583千円と大幅に改善しております。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。
6. 第10期は、特許権収入の売上を2億円計上し、第8期に実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は263,128千円と大幅に減少しました。また、GNI-EPH Pharmaceuticals, Inc.を新たに連結子会社としました。
7. 第11期は、北京コンチネント薬業有限公司を新たに連結子会社としました。連結会計年度の売上高は90,332千円、経常損失は463,877千円、当期損失は435,450千円となりました。
8. 第12期は、上海ジェノミクステクノロジー有限公司を新たに連結子会社としました。連結会計年度の売上高は161,943千円、経常損失は484,600千円、当期損失は482,255千円となりました。
9. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
10. 当社グループは、第8期から第10期については、明誠監査法人により、第11期からは、三優監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)	4,984	13,935	222,779	25,430	23,904
経常損失 (千円)	485,425	167,041	23,562	190,369	166,897
当期純損失 (千円)	783,722	167,534	19,824	186,698	229,310
資本金 (千円)	2,858,258	2,965,064	3,079,924	3,309,431	3,504,692
発行済株式総数 (株)	74,068,831	81,132,831	89,782,831	95,097,831	99,892,831
純資産額 (千円)	2,129,494	2,213,441	2,506,727	2,834,178	2,978,914
総資産額 (千円)	2,199,748	2,222,214	2,527,329	2,859,478	2,996,638
1株当たり純資産額 (円)	28.73	26.80	26.55	27.93	28.20
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	10.76	2.25	0.22	2.07	2.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	96.7	97.8	94.3	92.9	94.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	7	5	5	5	4

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 第8期は、当社で事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は485,425千円となりましたが、事業再編損及び出資金評価損を特別損失に計上したため、783,722千円の当期純損失を計上しました。
4. 第9期は、第8期に実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は167,041千円と大幅に減少しました。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。
5. 第10期は、特許権収入の売上を2億円計上し、経常損失は23,562千円と大幅に減少しました。
6. 第11期は、売上高を25,430千円計上し、経常損失を190,369千円計上しました。
7. 第12期は、売上高を23,904千円計上し、経常損失を166,897千円計上しました。
8. 第8期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
9. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
10. 当社は、第8期から第10期については、明誠監査法人により、第11期からは、三優監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として株式会社ジーエヌアイを東京都渋谷区に設立。
平成13年12月	福岡県久留米市の久留米リサーチパーク内に久留米研究ラボを開設。
平成14年7月	創薬の可能性のあるターゲット（複数）の特許申請。
平成15年1月	富山化学工業(株)と真菌の遺伝子ネットワークに関する共同研究契約を締結。
平成15年9月	米国法人GNI USA, Inc.を当社の100%子会社として設立。
平成15年12月	米国法人Gene Networks, Inc.の財産をGNI USA, Inc.に移転し、同社は解散。
平成16年3月	英ケンブリッジ大学と血管内皮細胞に関する共同研究契約を締結。
平成16年9月	富山化学工業(株)と遺伝子ネットワークを利用した創薬に関する共同研究契約を締結。
平成16年10月	ヒト遺伝子ネットワークを構築。
平成17年5月	中国法人上海ジェノミクス有限公司（現・連結子会社）の持分76.74%を取得。
平成17年5月	F647（肺線維症治療薬）の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成17年6月	本店を東京都港区に移転。
平成17年12月	F647のRP（放射性線肺炎）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	F647のIPF（特発性肺線維症）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	久留米研究ラボを閉鎖して、福岡県福岡市早良区に「GNI創薬解析センター」を開設。
平成18年7月	中国法人・北京コンチネント薬業有限公司の持分12%を取得。
平成18年12月	F351（肝線維症治療薬）の新薬治験申請（中国）。
平成19年5月	本店を東京都千代田区に移転。
平成19年6月	中国法人・上海ジェノミクス有限公司を100%子会社化する持分追加取得の契約を締結。
平成19年8月	東京証券取引所マザーズ市場に株式公開。
平成19年12月	F351の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成20年5月	F647のIPFを適応症とする第2相臨床試験（中国）を終了。
平成20年8月	「GNI創薬解析センター」を閉鎖し、中国法人・上海ジェノミクス有限公司に統合。
平成20年9月	米国法人GNI USA, Inc.を清算。
平成21年1月	F647のRPを適応症とする第2相臨床試験（中国）を終了。
平成21年6月	本店を東京都新宿区に移転。
平成21年12月	F647のIPFに関する新薬許可申請（中国）を提出。
平成22年11月	中国法人・北京コンチネント薬業有限公司の持分を売却。
平成22年11月	イーピーエス株式会社との合併で、中国法人GNI-EPS Pharmaceuticals, Incを設立。
平成23年7月	F573（急性肝不全/慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬）の新薬治験申請（中国）。
平成23年8月	中国法人・北京コンチネント薬業有限公司の持分51%（間接保有分11.56%）を取得し子会社化。
平成23年9月	F647のIPFに関する新薬承認（中国）取得。
平成25年1月	F647（糖尿病腎症治療薬）の新薬治験申請（中国）。

3【事業の内容】

（1）事業の概要

1）当社グループの事業概要

当社グループは、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、先端バイオ技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社の研究により開発された創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。

当社の連結子会社である上海ジェノミクス有限公司、GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc並びに北京コンチネント薬業有限公司は、中国における臨床試験、医薬品の開発並びに製造販売、抗体製造販売、創薬関連の研究受託等を行っております。当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメントの区分を行っておりません。

2）当社グループの特色

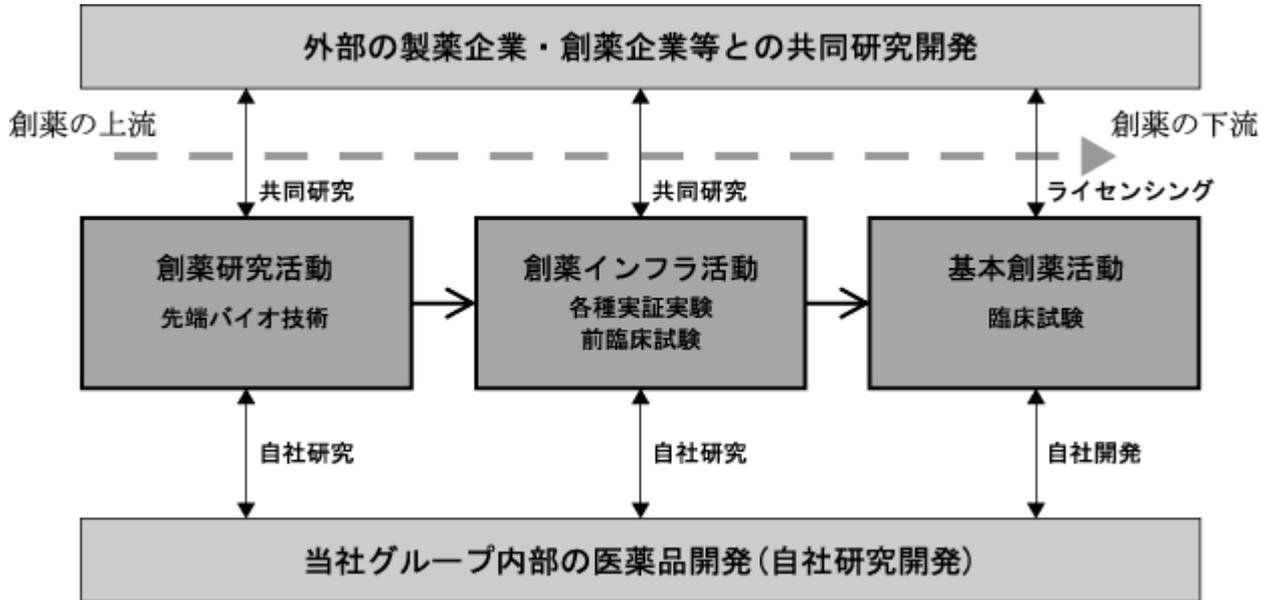
当社グループは、複数の創薬候補化合物を有し、日本や中国などのアジアに患者の多い疾患を標的にした治療薬を開発していること、中国での臨床試験やバイオ実証試験などの創薬プロセス（上流から下流まで）を有していること、などを特色としています。

当社グループの手がける事業は、創薬プロセスの上流から下流に関わる3つの創薬活動から成り立っております。

- （ ）創薬研究活動（創薬プロセスの上流）・・・当社グループが独自に（若しくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、先端バイオ技術を活用して、ターゲット遺伝子又は既存化合物の作用機序（作用のメカニズム）の解明や

未知遺伝子に関する機能推定などを行う活動であります。

- () 創薬インフラ活動（同中流）・・・当社グループが独自に（若しくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- () 基本創薬活動（同下流）・・・当社グループが独自に開発した（若しくは外部からライセンスを受けた）創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行する活動であります。



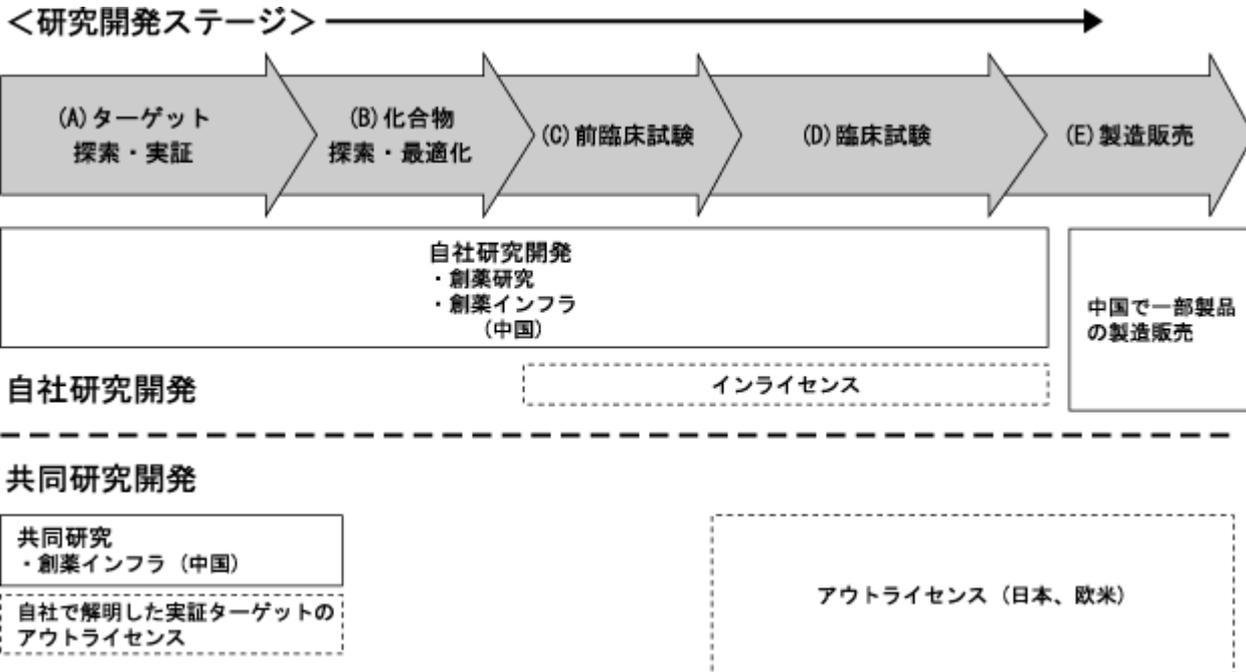
これら3つの創薬活動、すなわち「創薬研究活動」（創薬プロセスの上流）「創薬インフラ活動」（同中流）「基本創薬活動」（同下流）は、当社グループにおける一貫した創薬活動であります。当社グループの事業的な特色は、これら上流から下流までの大部分のプロセスでの事業活動を自前でできる点であります。当社グループにおける創薬プロセスをより具体的にみると、(1)先端バイオ技術（中国）を活用した各種実証研究や創薬候補物の探索、(2)前臨床試験・臨床試験のマネジメント能力（中国）の2つを持つことが当社グループの特徴となっております。(1)は創薬プロセスの上流から中流の工程、(2)は下流の工程に対応しております。他の創薬ベンチャー企業の一般的な事業モデルは、上流工程だけを自社で行い、下流工程は外部の製薬企業との戦略提携に頼るというものですが、その場合には臨床試験等のコスト負担が軽減する一方で、大きな収益がアライアンス先の製薬企業に移転してしまうというデメリットがあります。逆に、臨床試験や製造販売などを自社で行う場合には、大きなコスト負担が生じることになりますが、他方でより高い利益率を享受できるようになるのが通例です。

3) 2つの創薬アプローチ

当社グループの創薬活動は、大きく分けて、自社で創薬の実現を進める「自社研究開発」と、外部企業との共同で創薬を進める「共同研究開発」、という2つのアプローチを取っております。また当社グループが関わる創薬段階は、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つに分けられます。

の自社研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して社内で実現しております。また医薬品としての承認を受けたIPF治療薬F647の(E)製造販売を実現する為に北京コンチネント薬業有限公司を子会社とし、平成25年2月に製造販売許可を申請いたしました。

の共同研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階での活動に強みがあります。中国において先端バイオ技術を活用し、国際的な大手製薬会社との研究プロジェクトを行っております。



点線で囲まれた項目については、すでに活動を行っておりますが、欧米での成約等の実績はありません。

(2) 現在の事業内容

1) 基本創薬活動

当社グループの開発品目構成は以下の通りです。

(医薬品)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
F647	放射線性肺炎 (RP)	第2相臨床試験終了 (平成21年1月終了)	中国	経口 非ステロイド
F647	特発性肺線維症 (IPF)	新薬承認取得 製造販売許可申請	中国	経口 非ステロイド
F647	糖尿病腎症 (DN)	新薬治験許可書申請	中国	経口 非ステロイド
F351	肝線維症 (肝硬変)	第1b相臨床試験中	中国	経口 非ステロイド
F573	急性肝不全 / 慢性肝不全急性化 (ACLF)	新薬治験許可書申請	中国	経口 非ステロイド

線維症治療薬 (F647(RP):第2臨床試験終了、F647(IPF):新薬承認取得、製造販売許可申請、F647(DN):新薬治験許可申請)

(用途)

肺及び縦隔がんに対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発症し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。上海ジェノミクス有限公司が中国での権利を有する化合物 (F647) は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と瘢痕形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方は、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与 (注射) ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

(臨床開発)

当社では、中国におけるF647の線維症治療薬として、用途特許を取得しております。上海ジェノミクス有限公司は、中国国家食品薬品监督管理局 (SFDA) 許可の下に (1) 放射線性肺炎 (RP) 治療と (2) 特発性肺線維症 (IPF) 治療と (3) 糖尿病腎症治療のうち、(1)ならびに(2)の第2相臨床試験が終了し(2)の特発性肺線維症治療に関しては、平成23年9月に新薬承認を取得し、続いて平成25年2月に製造販売許可申請書を提出いたしました。一方、(1)放射線性肺炎治療に関しては、第3相臨床試験の準備中、(3)糖尿病腎症治療に関しては平成25年1月23日に中国で新薬治験

許可（IND）申請書を提出いたしました。

肝線維症治療薬（F351：第1b相臨床試験中）

（用途）

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス（HBV）及びC型肝炎ウイルス（HCV）であります。F351は上海ジェノミクス有限公司で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症若しくは肝硬変を予防又は治療する効果が認められております。

中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もあります。

（研究開発）

当社では、F351に関する特許申請結果、中国、日本、豪州、米国、カナダ、欧州に於いて特許が成立しております。F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成しSFDAの品質検査に合格しております。また前臨床試験では、広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、更には安全性及び吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、平成18年12月に新薬治験申請（IND）を行い、平成19年12月より開始した第1相臨床試験を終了し、平成24年8月に第1b相臨床試験を開始いたしました。

急性肝不全 / 慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬（F573：新薬治験許可申請）

（用途）

F573は、細胞死や炎症反応で中心的役割を果たしている酵素であるカスパーゼに対して、強力で不可逆的な阻害効果を持つジペプチド化合物です。肝不全、脳虚血及び心筋梗塞の動物モデルで、顕著な効果を示しています。

（研究開発）

F573（急性肝不全 / 慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬）は、米国EpiCept社で開発され、同社は米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州及びニュージーランドにおいて開発を行う権利を得て、平成23年7月に、中国で新薬治験許可（IND）申請書を提出いたしました。

2）その他創薬活動

その他創薬活動は、創薬研究活動と創薬インフラ活動の2つの事業活動で構成されています。

創薬研究活動は、当社グループが保有する先端バイオ技術を用いた研究活動であります。当社は、すでに国際的な研究誌に発表しているものを含め、いくつかの将来の創薬候補物になりうるターゲットを有しております。これらは独自の基礎的研究から生まれてきたものです。

一方、創薬インフラ活動は、当社グループ内での医薬品開発又は外部との共同開発を支援する活動であります。先端ゲノム技術を活用したタンパク質発現・精製技術、アッセイ系構築技術を用いて、現在複数の国際的製薬企業との共同研究を実施しております。

<用語解説>（アルファベット、あいうえお順）

DNA、RNA、遺伝子発現

生命活動の維持は、遺伝情報を担うDNAと遺伝情報が発現したタンパク質によってなされている。遺伝情報であるDNAの情報は複製（replication）されることにより、親から子へあるいは細胞から細胞へと伝えられる。また、細胞内ではDNA上の特定の遺伝子の部分がタンパク質に翻訳（translation）されて、細胞としての働きが維持される。4種類の文字からなるDNAの文字列を20種類の文字からなるタンパク質の文字列に変換することを翻訳と言い、コドンと呼ばれるDNAの3文字を単位としてアミノ酸1文字に変換される。64種類のコドンと20種類のアミノ酸及び翻訳停止信号を対応づけるのが遺伝暗号（genetic code）である。この変換の際に、DNAの情報は直接タンパク質に翻訳されるのではなく、いったんRNA（ribonucleic acid）に転写（transcription）され、RNAからタンパク質に翻訳される。RNAには、転移RNAやリボソームRNAなど異なる役割をするものも存在するが、ここでのRNAを特にメッセンジャーRNA（mRNA）という。通常は遺伝子産物が生じること、すなわち転写あるいは翻訳が起こることを遺伝子発現と呼ぶ。

HBV

B型肝炎ウイルス（Hepatitis B virus）。肝炎を引き起こす6種類の原因ウイルスのひとつでB型肝炎を引き起こす。HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。

HCV

C型肝炎ウイルス (Hepatitis C virus)。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝がんへと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

アウトライセンスとインライセンス

保有する知的財産の使用許諾を他社に供与することをアウトライセンスと言う。逆に他社が持つ知的財産を自社で使用するためにその知的財産の使用許諾を受けることをインライセンスと言う。

アッセイ

実験的に行われる検定法、測定法、分析等の全般をさす。使用例としてassay method〔試験法〕、yeast assay〔酵母試験法〕、enzymatic assay〔酵素的試験法〕等がある。

遺伝子ネットワーク

遺伝子ネットワークとは、遺伝子間の因果関係を発現レベル（すなわちメッセンジャーRNAのレベルの反応として検知）で可視化し解明する解析技術。従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果が高かつ副作用の少ない医薬品を生み出すことを可能にする。

基本創薬活動

当社グループが独自に開発、若しくは外部からライセンスを受けた創薬候補化合物について、臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を実行するという創薬の基本的な活動である。

ゲノムとゲノム創薬

ゲノム(genome)は遺伝子(gene)+全体(ome)である。生物が生命活動を行なうために必要な全遺伝情報のことを指す。4種類の塩基(アデニン、チミン、グアニン、シトシン)から構成される。ゲノム創薬とはこのゲノムの情報を利用して疾患の原因を分子レベルで追求し、より最適な創薬ターゲットを明らかにし、新薬開発に結びつけることである。従来の薬剤開発は経験則や、限られた情報を基に化合物のスクリーニング、リード化合物の導出と最適化、臨床試験という流れで、長い開発時間を要するのと、ターゲット遺伝子が最適かどうかかわからないといった欠点があった。

作用機序(作用メカニズム)

薬剤が疾患を治したり、又は和らげたりする仕組みのこと。薬剤の作用メカニズムは明らかになっていないものが多く、そのため予想外の副作用をもたらすことがある。薬剤の分子レベルでの作用メカニズムを解析することは薬剤開発において重要課題の一つであり、遺伝子ネットワーク解析はその方法の一つである。

創薬研究活動

先端バイオロジー技術を活用した創薬活動のこと。当社グループでは、自社独自に、若しくは外部の製薬企業と共同で、ターゲット遺伝子(又は既存化合物の作用のメカニズム)を解明又は、未知の遺伝子に関する機能推定などを行なう活動である。

創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す。線維化が広範囲に及ぶと死に至る。

前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験、前臨床試験は動物（マウス、イヌ、ネコ、サルなど）による試験で、臨床試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験（フェーズⅠ）又はフェーズⅠa、Ⅰb）、第2相臨床試験（フェーズⅡ）、第3相臨床試験（フェーズⅢ）の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、新薬承認申請並びに製造販売許可申請を行ない、開発国当局（日本では厚生労働省、中国では中国国家食品薬品监督管理局）から承認されれば上市される。

創薬インフラ活動

当社グループ独自で、若しくは外部の製薬企業に対して、タンパク質発現や精製等の生物学的実験、前臨床試験などを実施する活動である。

創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。

創薬ターゲット(製薬ターゲット)

医薬品が疾患の治療効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

低分子化合物

分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

特発性肺線維症（IPF）

IPFは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。

非ステロイド

ステロイドは、ある種の4つの環からなる骨格構造を持つ化合物の総称で、膜脂質の構成成分であるコレステロールや性ホルモンなどのステロイドホルモンがある。ある種のステロイドホルモンは抗炎症剤としても用いられているが、副作用の問題がある。非ステロイドは、「ステロイドではない薬剤」と言う文脈でよく用いられる。抗炎症剤としてはアスピリンやCOX2阻害剤などが非ステロイド剤である。

放射線性肺炎（RP）

RPは、Radiation-induced Pneumonitisの略。大量の放射線（約8Gy以上）の外部被ばくで発症する肺炎。肺の炎症、急激な肺活量の低下、血液の酸素飽和度の低下などをもたらす。

リード化合物

創薬ターゲットが解明された後、それを阻害又は活性化させる低分子化合物を膨大な化合物データベースや新たに合成された化合物群の中からHTSなどで選ぶ（スクリーニング）。このスクリーニング過程で見つかる最もよい薬理活性を示す低分子化合物のことをリード化合物という。リード化合物は更に高い薬効、かつ安全性を備えた物質に修飾され（リード化合物の最適化）、最終的に創薬候補化合物となる。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 上海ジェノミクス有限公司	中国 上海市	108,000,000 人民元	創薬開発並びに生物化学的実験等の請負	100	中国における臨床試験及び医薬品の開発、役員兼任3名

G N I - E P S Pharmaceuticals, Inc.	中国 天津市	2 億円	F351の開発及び 製造販売事業の 確立	50	中国における臨床試験及び医 薬品の開発、製造販売、役員兼 任 2 名
北京コンチネント薬 業有限公司	中国 北京市	30,530,000 人民元	医薬品開発・製 造・販売	51 (間接保有分 11.56%)	中国において製造設備を所有 役員兼任 3 名(当社役員 2 名、当社子会社・社員 1 名)
上海ジェノミクス テクノロジー有限公司	中国 上海市	100,000 人民元	生物化学的実験 等の請負、試薬 製造・販売	100 (間接保有分 100%)	生物化学的実験等の請負、試 薬・製造

(注) 1. 上海ジェノミクス有限公司及び北京コンチネント薬業有限公司については、特定子会社に該当しておりま
す。

2. 上海ジェノミクス有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占
める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	29,238千円
	(2) 関係会社売上高	22,716千円
	(3) 経常損失	123,347千円
	(4) 当期純損失	120,382千円
	(5) 純資産額	31,209千円
	(6) 総資産額	161,285千円

3. 北京コンチネント薬業有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高
に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	115,560 千円
	(2) 関係会社売上高	千円
	(3) 経常損失	81,386千円
	(4) 当期純損失	78,871千円
	(5) 純資産額	103,452千円
	(6) 総資産額	581,477千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	4
中国	120(4)
合計	124(4)

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均人員を()外数で記載しております。

(2)提出会社の状況

平成24年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
4	40.1	3.6	5,623

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	4

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、円高、デフレ不況が長引いたことにより、製造業の空洞化や国際競争力が低下し、貿易赤字が拡大しております。日本経済は震災復興関連が内需を喚起し、一定の水準を確保すると予想されております。一方、世界経済が総じて減速している中、影響を受ける外需関連が低調に推移すると予想されており、世界経済に大きな影響力のある米国経済の自力回復に期待しているところであります。このような経営環境の中で、当社グループは、線維症治療薬を代表とした医薬品の開発及び製造販売を行う企業を目指し成長軌道に乗せるべく、取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は前年より71,611千円増加し161,943千円、営業損失は前年より7,267千円増加し464,560千円、経常損失は前年より20,723千円増加し484,600千円となりました。当期純損失は、特別利益として主に固定資産売却益1,440千円及び新株予約権戻入益197千円計上し、特別損失として減損損失61,400千円及び固定資産売却損352千円を計上した結果、前年より46,805千円増加し482,255千円となりました。

報告セグメントで見ますと、日本における売上高は17,144千円（前年同期は売上高18,707千円）、セグメント損失は163,158千円（前年同期は営業損失180,724千円）となりました。中国における売上高は144,798千円（前年同期は売上高71,625千円）、セグメント損失は237,831千円（前年同期は営業損失195,375千円）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ1,708千円減少し778,909千円（前年同期は780,618千円）となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動により減少した資金は351,819千円（前年同期は163,989千円の減少）となりました。主な減少要因は税金等調整前当期純損失544,716千円であり、主な増加要因は減価償却費32,305千円、のれん償却額67,175千円、減損損失61,400千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動により減少した資金は96,397千円（前年同期は106,475千円の減少）となりました。これは主に、50,000千円の定期預金の預入による支出及び47,385千円の有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動により増加した資金は、437,125千円（前年同期は498,085千円の増加）となりました。これは主に、第三者割当増資による株式の発行収入361,775千円を計上したことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2)受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3)販売実績

当連結会計年度の販売実績は次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
日本	17,144	8.4
中国	144,798	102.2
合計	161,943	79.3

(注) 1. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)		当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
和光純薬工業株式会社	18,604	20.6	17,144	10.6

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境及びこれに対処する当社の課題を、次のように捉えております。

(1)事業環境の変化

ポストゲノム時代と称され、ゲノム創薬、遺伝子治療、テーラーメイド医療などゲノム情報を活用した新たな治療法や治療薬に対する期待感が高まっております。

90年代に発売された製薬企業の薬剤が、2010年以降、相次いで特許切れを起こすという、いわゆる「2010年問題」が存在します。これは国内外の製薬企業に共通した課題であり、後継新薬の早期開発が求められております。しかし、その開発には、時間と多額の費用が掛かる一方、日本では薬価改定により薬価の引き下げが行われ、新薬の開発はより一層難しい状況にあります。

国家・厚生労働省の方針として、ゼネリックス薬品市場への参入が進められており、製薬企業は、この方向に向かうと共に、市場の急成長を見ている中国、インドに向かうことも当然の流れと考えられます。同時に、全く新しい薬を見つけることは、効率の問題以外にも、研究開発費用が、最終段階における副作用の発生等により全て無駄に帰する危険も多大であり、従って、従来存在する薬剤の化合物を他目的に適用開発するなどの手法も多くとられています。

当社としましては、中国における子会社を最大限に活用し、従来の薬剤の新規用途開発及び、その異性を活用するなどの方式を採用し、中国における新薬開発を重点的に進め、これを基礎として、日本及び欧米に展開する方針をもって進めております。しかしながら、前述の通り、新薬開発に関しては、最終的に薬剤製造販売の許可を取り、市場に出すまで、何らかの企業リスクを背負っていることは事実です。

(2)当社グループを巡る経営課題

当社グループにとっての対処すべき課題として、以下のように考えております。

1) F647、F351、F573の中国における治験の進捗

当社グループは、「アジアに多い疾患の医薬品開発」というビジョンを掲げており、特にF647、F351、F573の創薬候補物の治験を着実に進めていくことが、当社グループが事業を発展させていく上で重要であると考えております。

2) 中国における製造販売体制の構築

中国で、IPF治療薬F647の新薬承認を取得し、現在、自社グループ内で製造・販売を行う為の準備段階にあります。このためIPF治療薬F647の上市の時期を見据えて、製造設備への投資、販売網の構築等を進めていくことが、現在の課題であります。

3) ライセンス(イン/アウト)交渉の推進

前述のように当社グループの医薬品パイプラインを充実させていくために、自社グループ開発に加えて外部からのイン・ライセンシングに注力していく必要があります。また当社グループが保有する医薬品パイプラインの中で

POC（概念実証）が取得できたものは、他の製薬会社へのアウト・ライセンシングを行うことも視野に入れております。

4）中国に加えて、日本及び欧米での臨床開発体制の構築

当社グループは、現在6カ国・地域にて特許成立したF351の開発に関して、現在実行中の中国ではイーピーエス株式会社と共同で開発を行い、日本においては同社とライセンスアウト先を検討しております。また、欧米における開発の希望も持っております。このために、共同開発を含む体制の整備を考え広く門戸を開放しており、早期且つ広範な市場開拓を目指して体制構築することが課題となります。

5）先端ゲノム技術による共同研究の拡大

当社グループが保有する先端ゲノム技術等を活用して、欧米の大手製薬企業のみならず、中国・日本の製薬会社との共同研究プロジェクトの獲得を目指しております。こうした活動は、当社グループの将来価値を拡大するものと考えております。

6）借入若しくは増資等により資金調達

当社グループは、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費用等が必要となります。現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発を進めるためには借入若しくは増資等による資金調達が必要になります。

4【事業等のリスク】

当社グループにおいて、事業展開に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下の通りであります。なお、リスク要因に該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。また当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。以下の記載は本株式への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成24年12月31日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1．沿革について

当社は創薬の実現を目的として、平成13年11月に、当初米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として設立された会社であり、会社設立から数えてまだ12年目という社歴の短い会社であります。そのため、業績推移等の財務データが十分には得られず、また環境変化に合わせた戦略や事業展開の見直しを継続的に行っており、当然ながら過年度の財政状態及び経営成績だけでは当社グループの業績を予測することは難しいと考えられます。

2．医薬品の開発リスクについて

当社グループでは、欧米のバイオ企業や製薬会社と共同研究開発を行うことにより、欧米の手法と中国の臨床開発を組み合わせることで医薬品の開発を行っております。中国では日本、米国、欧州に比べ直接経費等が安い事により開発コストを抑えることでコスト効率に優れた開発活動が可能ではありますが、医薬品の開発には多額の開発コストと長期の開発期間を要し、更に製造承認は、当該国政府機関の許可に基づく為、その承認時期は不確定要素を含むものであり、当社グループの経営計画はこれらの進捗状況の影響を受けることとなります。そのため、当社グループが希望している通りに医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。当該3品目のうち、F647（一般名：ピルフェニドン）は1970年代に開発された物質であり、既に、日本に於いては、同化合物を開発した塩野義製薬株式会社が、特発性肺線維症治療薬「ピレスパ錠200mg」の製造販売承認を平成20年10月16日付けで取得し、続いて欧州では米インタミュン社が特発性肺線維症治療薬「Esbriet」の製造販売承認を平成23年3月3日付けで取得し、平成23年9月に中国に於いて当社は特発性肺線維症治療薬F647に関する新薬承認を取得していることから、F647放射線性肺炎の臨床開発に於けるリスクは新規化合物に比べ低いと考えておりますが、如何なる薬剤にも共通するリスクとして有効性及び安全性の2点について問題が生じる可能性があります。F647糖尿病腎症治療薬はIND申請中（平成25年1月23日）であり、今後有効性及び安全性について問題が生じた場合、臨床試験に進めない可能性があります。更に前述以外の事業リスクとして、治験に参加頂く患者を集めることが予定期間では達成できず、治験期間が延長される可能性もあります。また、F351は前臨床試験において安全性を確認しておりますが、新規化合物であり有効性及び安全性の観点について問題が生じる可能性は前述の通りです。また、F573（急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬）はIND申請中であり、今後有効性及び安全性について問題が生じた場合、臨床試験に進めない可能性があります。更に前述以外の事業リスクとして、治験に参加頂く患者を集めることが予定期間では達成できず、治験期間が延長される可能性もあります。

なお、新薬承認（製造承認等を含む）がおりなければ開発コストは回収できず、また承認がおりたとしても、何ら

かの製造販売上の問題によって、当社グループの経営計画上想定されている目標売上を確保できない可能性もあります。

3．中国で事業を行うリスクについて

当社グループ活動において、連結子会社である上海ジェノミクス有限公司や北京コンチネント薬業有限公司の影響力が大きいと、当社グループは中国で事業を行っているという特有のリスクの影響を受ける可能性があります。

中国政府は、中国経済に影響を及ぼす経済政策や産業政策に関わる権限を有しております。中国の医薬品産業は中国政府の厳しい監督管理下での規制を受けており、中国における当社グループの活動は中国政府が公布する法律等に従います。これら中国の政策、規制、法律等に変化が生じた場合には、当社グループの経営戦略や事業活動に制約が加えられる可能性があります。

加えて、中国における種々のカントリーリスクも、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4．競合について

当社グループが開発を進めているF351、F647並びにF573は、直接競合する創薬候補物の存在は確認しておりません。肺線維症治療薬（F647）は日本、米国、欧州においてIPFを適応症とする競合品が存在しますが、当社グループのF647は基本的に中国市場での製造販売を計画しておりますので、それらとは直接の競合状態とはならないと考えております。

5．法的規制について

当社グループは、現在医薬品等の研究開発を行っておりますが、その成果に基づき中国で医薬品の製造販売を行うことを目指しております。この場合には中国の薬品生産監督管理弁法及び関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、その製造販売には個別商品ごとに所轄官公庁の承認又は許可が必要となります。当社グループの事業は、現時点における中国でのあらゆる法令に適合していると考えております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用及び運用には多くの不確定要素があることは否めず、更に新たな法令の影響は現時点では予測不能であります。従って当社グループの事業は、中国当局の現行の法令に関する見解が当社と異なる場合や、中国当局が制定する新たな法令により、影響を受ける可能性はあります。

6．事業体制について

小規模組織であること

当社（提出会社）は平成20年に実行した企業再編の結果、平成24年12月31日現在、取締役7名及び社員数4名（但し、子会社の従業員は合計120名であります。）の小規模組織であり、また社歴も浅いため、経営陣や従業員に業務遂行上の支障が生じた場合や急に人材が社外流出した場合、代替要員の不在、事務引継ぎの遅滞などによって業務に支障が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループは、組織的な経営基盤の強化を行っておりますが、今後当社グループの業容が拡大した場合、現状のままでは適切かつ十分な人的・組織的対応が出来なくなる恐れがあるため企業内容の充実に合わせて、今後人員の増強や社内管理体制の一層の充実を図っていく必要があります。

特定人物への依存

取締役代表執行役社長兼CEOであるイン・ルオ、取締役代表執行役COOである片岡隆志は残り5名の事業経験豊かな取締役（うち4名は社外取締役）と共に、当社グループの事業を推進する最高責任者として、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。

しかしながら、当社グループの経営は、前述2名を中心としたマネジメントに依存しており、現在の経営陣が継続して当社グループの事業を運営できない場合、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社グループは研究開発型企業であり、競争力の維持のためにも、専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保は必須であると考えております。しかしながら、計画どおりの人材の確保が行えず、あるいは当社グループの人材が社外に流出する可能性は否定できません。このような状況になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 知的財産権について

当社グループが保有する知的財産権について

当社グループは研究開発活動において様々な特許等の知的財産権を保有しています。しかしながら、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発が他社によってなされた場合や、当社グループの出願した特許申請が成立しないような場合にも、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスクについて

当連結会計年度末において、当社グループの事業に関連した特許等の知的財産権に関して、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。当社グループは現在、早期の特許出願を優先する方針をとっており、特許出願後において事業展開上の重要性等を考慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。現時点においては、他社が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。もとより、当社グループのような研究開発型企業において、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社グループが第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合には、弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を講じていく方針であります。法的紛争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の法改正に伴ない、職務発明の取扱いにおいて労使間の協議による納得性、基準の明示性、当事者の運用の納得性が重視されることとなりました。これを受けて、当社グループでは経営陣と研究開発部門とが協議の上、知的財産管理規程を作成し運用しております。しかしながら、将来かかる対価の相当性につき紛争が発生した場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 製造物責任のリスクについて

医薬品の設計、開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社グループは、将来開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、又は臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、例えかかる請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社グループ及び当社グループの医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

9. 新株予約権等について

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。この制度は当社グループの役員や従業員に対して、業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効な制度であると認識しておりますが、それらの新株予約権が行使された場合、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。しかしながら、基本的な財務計画は潜在株ベースで進めておりますので大きな問題にはならないと考えております。一方、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことは必須のものであると認識しております。

10. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
該当事項はありません。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約内容	契約締結日	契約期間
株式会社ジーエヌアイグループ(当社)	イーピーエス株式会社	日本	技術	中国における医薬品候補品F351の共同開発	平成22年9月27日	平成22年7月30日～

6【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社グループは、研究開発の重点疾患領域を(i)がん及び(ii)炎症としております。当社グループでは、R&D活動の対象を、徐々に創薬プロセスの上流から、より焦点を絞った候補物の発見・開発という下流へと移してきております。こうした具体的かつ薬剤開発に直結する創薬研究により、今後新しい創薬候補物を輩出して行くものと期待されます。

研究開発部門に所属する人員は平成24年12月31日現在23名が中国で研究活動を行っており、平成24年12月期において研究開発費の総額は101,535千円(中国セグメント)であります。

当社グループは、自社が保有する肺線維症治療薬(F647:IPFに関しては平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)の新薬承認を取得、平成25年2月に製造販売許可申請書を提出、RPに関しては中国で第2相臨床試験終了、DNに関しては中国で新薬治験許可申請(平成25年1月23日)と肝線維症治療薬(F351:平成24年8月中国で第1b相臨床試験中)の臨床開発並びに、F573に関しては、前臨床試験を終了し新薬治験許可(IND)申請書を提出しております。中国での販売に当たっては、医薬品の製造工場が必要となりますが、既に新薬承認されたIPF治療薬F647に関しては、製造販売許可を取得後、北京コンチネント薬業有限公司にて、その製造販売を行います。また医薬品のパイプラインを充実させるために、自社開発に加えて、創薬候補物の外部からのライセンスにも積極的に取り組んで参ります。

(2) 具体的な研究開発活動

主要なR&D活動は、以下の通りです。

1. プロダクト・ポートフォリオマネジメント、創薬候補物選択、共同研究パートナーからのインライセンスなど

多くの製薬会社はリスク低減と開発プロセスのスピードアップに努力していますが、POC(概念実証)による安全性・有効性の確認こそが最重要であることは言うまでもありません。当社の前臨床、薬事、臨床などのチームはがん、呼吸器疾患、消化器疾患、代謝疾患、炎症疾患、抗体等の各分野における16の化合物ポートフォリオの評価を行っています。米国バイオ創薬企業から中国/アジアでの臨床開発と商業化のライセンスを受けているF573は、急性肝不全・慢性肝不全急性化(ACLF)で、CMCや薬理学試験などを行っています。

2. がんに対する抑制性化合物の発見と開発

当社研究グループは、数多くのがんターゲットを阻害する効果を示唆するCDK阻害プロファイルを有する一連の新しい化合物を同定しました。アニマルモデルによる予備研究によれば、それらの腫瘍に対して有効な結果が示されています。またいくつか追加的な派生物が合成され、それらもCDKやがんのセルラインに対し、強力な阻害活動を示しています。これらは特許可能な化合物の構造を有していると考えており、肺がんや肝臓がんを適応症とするリード候補物に向けた更なる検証を行っていきます。それに加えて、遺伝子ネットワーク研究プロジェクトから選択された2つの創薬ターゲットに関し幅広い研究が行われ、炎症疾患の治療に重要な役割を果たす可能性があると考えております。

3. 国際的な大手製薬会社との研究開発アウトソース事業

当社における研究開発アウトソース部門は、売上や事業関係を生み出すメリットを有しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、見積もりが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積もり及び判断を行っております。また、実際の結果は見積もりによる不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は『第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当社グループは、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費が必要となります。現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発を進めるためには借入若しくは増資等による資金調達が必要となります。このため、当社グループは、当連結会計年度において、355,037千円の第三者割当増資を行いました。詳細については、平成24年1月31日に開示した、「行使価格修正条項付き第35回新株予約権（第三者割当）の月間行使状況並びに行使完了に関するお知らせ」をご参照ください。当該第三者割当増資は前連結会計年度より継続し、平成24年1月31日にて終了し、総額で808,376千円の増資となりました。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ4,491千円増加し1,570,269千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べ135,850千円増加し539,620千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べ131,359千円減少し、1,030,649千円となりました。総資産の増加及び純資産の減少は、主に当連結会計年度において390,521千円の第三者割当増資や新株予約権の行使を実施したことに伴う資本金等の増加、短期借入金101,960千円の増加、482,255千円の当期純損失を計上したことに伴う減少の純額による増加及び減少となります。

キャッシュフローにつきましては、営業活動により減少した資金は351,819千円（前年同期は163,989千円の減少）となりました。主な減少要因は税金等調整前当期純損失544,716千円であり、主な増加要因は減価償却費32,305千円、のれん償却額67,175千円、減損損失61,400千円によるものであります。

投資活動により減少した資金は96,397千円（前年同期は106,475千円の減少）となりました。これは主に、50,000千円の定期預金の預入による支出及び47,385千円の有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動により増加した資金は、437,125千円（前年同期は498,085千円の増加）となりました。これは主に、第三者割当増資による株式の発行収入361,775千円を計上したことによります。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ1,708千円減少し778,909千円となりました。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における我が国経済は、欧州の金融不安や米国の景気回復の遅れがある中、中国をはじめ好調な新興国を中心とした海外経済の改善はあるものの、円高に加えて景況感に鈍化懸念が見受けられ、先行きの不安を払拭できない状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社グループは、線維症治療薬を代表とした医薬品の開発及び製造販売を行う企業を目指し成長軌道に乗せるべく、取り組んでまいりました。また、当社グループの課題であった資金調達も順調に達成しつつあり、更に強固な財務体質と会社経営を標榜し努めてまいります。

特発性肺線維症・放射線性肺炎症・糖尿病腎症治療薬 F647

中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647（一般名：ピルフェニドン）については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、放射線性肺炎（RP）治療薬、及び糖尿病腎症（ND）治療薬という3つの適応症がありますが、そのうち特発性肺線維症（IPF）治療薬において平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）の新薬承認を取得いたしました。新薬を販売する為に必要な製造販売許可の取得に向け、製造拠点となる子会社・北京コンチネント薬業有限公司にてその準備を進めており、その一環として平成25年2月4日、特発性肺線維症治療薬F647の製造販売許可申請書を提出いたしました。（詳細につきましては、平成25年2月4日に提出したIR資料をご参照ください。）

一方、放射線性肺炎（RP）治療薬も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しております。尚、平成24年6月、中国においてF647とその誘導体であるF351について放射線性肺損傷治療用途として新たに特許を取得いたしました。F647を放射線性肺炎（RP）や腎不全の他にも多種の線維症治療薬として開発を進めております。平成25年1月、新たにF647の追加適応症として糖尿病腎症治療薬の治験許可（IND）申請書を提出いたしました。（詳細につきましては、平成25年1月23日に提出したIR資料

をご参照ください。)

肝線維症治療薬 F351

これらに続く創薬候補物のF351は、イーピーエス株式会社（4282東証一部上場企業）と当社グループが保有する技術、知的財産、ノウハウ等を共有し肝線維症等の分野での新しい医薬品や医療技術の早期開発を目的として設立いたしました合弁会社であるGNI-EPH Pharmaceuticals, Incにて、平成24年8月に中国に於いて肝線維症治療薬F351の第1b臨床試験（様々な施用量での長期に亘る服用についての更なる試験）を開始いたしました。また肝線維症と類似する腎線維症は最終的に腎不全へとつながる疾患であり、効果的な治療薬の開発が早急に望まれる疾患であります。この腎線維症についても現在F351の有効性を確認する為の各種動物実験を行っており、現段階において、F351は肝線維症及び腎線維症に対し、優れた特徴を示しており将来の新薬開発を期待しているところであります。尚、当社は中国、豪州、カナダ、米国、日本、及び欧州でF351の特許権を取得しております。

急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬 F573

急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬 F573は、前述F647、F351に続く3つ目の新薬候補物であります。F573は、強力な肝細胞死阻害剤として米国企業EpiCept社が開発したジペプチド化合物であります。中国は、B型肝炎ウイルスが原因で、世界でも大きな肝疾患市場となっており、重症肝炎の最終ステージにおいて、大規模な肝細胞死が発生する可能性があります。現存する抗ウイルス剤以外、残された選択肢である肝臓移植は大変高価な最終手段であり、早急な新薬の開発が望まれるところであります。当社グループは、過去3年に渡り、F573の合成法等について体系的に前臨床試験を行ってまいりました。その結果、様々な肝不全動物モデルにおいて、F573が強力な細胞死の阻害並びに生存率改善を示した事を受け、平成23年7月に上海食品薬品监督管理局（FDA）に対し、新薬治験許可（IND）申請書を提出いたしました。

前述の結果、当連結会計年度の売上高は前年より71,611千円増加し161,943千円、営業損失は前年より7,267千円増加し464,560千円、経常損失は前年より20,723千円増加し484,600千円となりました。当期純損失は、特別利益として主に固定資産売却益1,440千円及び新株予約権戻入益197千円計上し、特別損失として減損損失61,400千円及び固定資産売却損352千円を計上した結果、482,255千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647（一般名：ピルフェニドン）については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、並びに放射線性肺炎（RP）治療薬という2つの適応症がありますが、そのうち特発性肺線維症（IPF）治療薬において平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）の新薬承認を取得いたしました。製造販売を行うには、新薬承認の他、製造販売許可の取得も必要となります。そのため医薬品製造品質管理基準であるGMP認定を得た製造設備を自社内で準備する必要があり、平成23年8月26日に北京コンチネント薬業有限公司を子会社化し、現在、製造販売許可の申請準備を行っております。北京コンチネント薬業有限公司の所有している設備投資は、以下に記載の通りであります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 提出会社（報告セグメント：日本）

平成24年12月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数(名)
			工具、器具及び備品	合計	
本社	東京都新宿区	統括業務施設	806	806	4

(注) 1. 本社は賃借物件で、その概要は次の通りです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	賃借先
本社	東京都新宿区	9,432	日本リージャス株式会社

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社（報告セグメント：中国）

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数(名)
			建物及び構築物	機械及び装置	車両運搬具	その他	合計	
上海ジェノミクス有限公司	本社(中国 上海)	統括業務施設 研究開発用設備	548	24,344	5,061	1,676	31,630	51(4)
GNI-EPH Pharmaceuticals, Inc.	本社(中国 天津)	研究開発用設備	-	-	-	391	391	0
北京コンチネント薬業有限公司	本社及び工場(中国 北京)	製造設備	97,491	11,104	1,209	66,877	176,681	69

(注) 1. 在外子会社の本社及び営業所は賃借物件で、その概要は次の通りです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	賃借先
上海ジェノミクス有限公司	中国 上海	8,929	Shanghai (z.j) Hi-tech Park Development Co., Ltd
GNI-EPH Pharmaceuticals, Inc.	中国 天津	1,495	Tianjin ZET International Investment Co., Ltd.
北京コンチネント薬業有限公司	中国 北京	3,993	Liu Wensheng

2. 臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円) (注)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
			総額	既支払額			
北京コンチネ ント薬業有限 公司	工場 (中国・北 京)	製造設備	100,000	64,887	自己資金	平成23年9月	平成25年9月

(注) 上記の金額には、増値税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はございません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	99,892,831	99,992,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株であります。
計	99,892,831	99,992,831		

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議及び平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議及び平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	42(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議及び平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年1月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議及び平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	12(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年4月20日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議及び平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	4(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。但し、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議及び平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	2(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。但し、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	240(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	30(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 4.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議及び平成21年6月22日取締役会決議（第27回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,520(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,520,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議及び平成21年6月22日取締役会決議（第28回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	390(注)1	340(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	390,000	340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議及び平成21年6月22日取締役会決議（第29回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	519(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	519,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。

「権利行使可能数」とは、2009年6月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議及び平成22年3月26日取締役会決議（第31回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,460(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,460,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議及び平成22年3月26日取締役会決議（第32回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	150(注)1	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議及び平成22年3月26日取締役会決議（第33回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、2010年3月26日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成23年3月28日定時株主総会決議及び平成23年3月28日取締役会決議（第34回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年2月28日）
新株予約権の数（個）	1,910（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,910,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	22	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年5月12日 至平成28年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 22 資本組入額 11	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

下記(i)及び(ii)に掲げる条件が全て満たされた場合に初めて新株予約権を行使することができる。

(i)当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が2億円以上計上されること。

(ii)権利行使期間中において、当社の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通株式の普通取引終値が、一度でも権利行使価額に130%を乗じた価格以上となること。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成24年10月1日から 平成24年12月31日まで)	第12期 (平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	4,235
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	4,235,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	82.21
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	348,160
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	9,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	9,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	88.19
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	793,760

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年4月1日 ～平成21年3月31日 (注1)	3,187,000	74,068,831	36,650	2,858,258	36,650	2,818,258
平成21年12月7日 (注2)	714,000	74,782,831	5,140	2,863,399	5,140	2,823,399
平成21年4月1日～ 平成21年12月31日 (注3)	6,350,000	81,132,831	101,665	2,965,064	101,665	2,925,064
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日 (注4)	8,650,000	89,782,831	114,859	3,079,924	114,859	3,039,924
平成23年1月1日～ 平成23年12月31日 (注5)	550,000	90,332,831	2,838	3,082,762	2,838	3,042,762
平成23年1月1日～ 平成23年12月31日 (注6)	4,765,000	95,097,831	226,669	3,309,431	226,669	3,269,431
平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 (注7)	4,235,000	99,382,831	177,518	3,486,950	177,518	3,446,950
平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 (注8)	560,000	99,892,831	17,741	3,504,692	17,741	3,464,692

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 23円
資本組入額 11円50銭
割当先 Evo Fund

2. 有償第三者割当

発行価格 14円40銭
資本組入額 7円20銭

割当先 オリックス証券株式会社

3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 行使価格修正条項付新株予約権付社債券等の行使による増加であります。
5. 新株予約権の行使による増加であります。
6. 行使価格修正条項付新株予約権付社債券等の行使による増加であります。
7. 行使価格修正条項付新株予約権付社債券等の行使による増加であります。
8. 新株予約権の行使による増加であります。
9. 平成25年1月1日から平成25年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が100,000株、資本金及び資本準備金が其々3,180千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	15	21	26	15	5,315	5,394	-
所有株式数（単元）	-	1,159	6,702	681	4,512	3,973	82,842	99,869	23,831
所有株式数の割合（％）	-	1.16	6.71	0.68	4.52	3.98	82.95	100.00	-

（注）自己株式3,189株は、「個人その他」に単元及び「単元未満株式の状況」に189株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
イン・ルオ 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部	3,665,600	3.66
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目6-1	1,600,000	1.60
須藤 一彦	東京都東村山市	1,500,000	1.50
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED 常任代理人 パークレイズ証券株式会社	港区六本木6丁目10-1	1,486,000	1.48
森田 政廣	長野県伊那市	1,452,000	1.45
松井証券株式会社	千代田区麹町1丁目4	1,374,000	1.37
野村証券株式会社 常任代理人 株式会社三井住友銀行	千代田区大手町1丁目2番3号	1,287,000	1.28
酒井 真敬	愛知県春日井市	1,033,000	1.03
クリティカル・テクノロジー号投資事業 有限責任組合	港区芝浦3丁目11-13	876,031	0.87
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4-6	850,000	0.85
計	-	15,123,631	15.09

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合として算出しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,866,000	99,866	-
単元未満株式数	普通株式 23,831	-	-
発行済株式総数	99,892,831	-	-
総株主の議決権	-	99,866	-

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ジーエヌアイ グループ	東京都新宿区西新宿 三丁目7番1号	3,000	-	3,000	0.00
計	-	3,000	-	3,000	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社、当社子会社及び当社の関係会社の役員、従業員及び社外の協力先に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次の通りであります。

(平成16年6月29日定時株主総会決議及び平成16年7月12日取締役会決議) (第5回新株予約権プランB)

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年6月29日定時株主総会決議及び平成17年6月13日取締役会決議) (第5回新株予約権プランF)

決議年月日	平成17年6月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 7名 社外の協力先 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議及び平成18年1月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランD)

決議年月日	平成18年1月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議及び平成18年4月19日取締役会決議)(第6回新株予約権プランE)

決議年月日	平成18年4月19日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議及び平成18年8月14日取締役会決議)(第15回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議及び平成19年3月13日取締役会決議)(第20回新株予約権)

決議年月日	平成19年3月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年7月22日取締役会決議)(第24回新株予約権)

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役 2名 監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年11月20日取締役会決議)(第25回新株予約権)

決議年月日	平成20年11月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年12月19日取締役会決議)(第26回新株予約権)

決議年月日	平成20年12月19日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5(注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議及び平成21年6月22日取締役会決議)(第27回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 社外取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5(注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議及び平成21年6月22日取締役会決議)(第28回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5(注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議及び平成21年6月22日取締役会決議)(第29回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員 4名 子会社の従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議及び平成22年3月26日取締役会決議)(第31回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 社外取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議及び平成22年3月26日取締役会決議)(第32回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議及び平成22年3月26日取締役会決議)(第33回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。))の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

更に、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合

は、これを切り捨てるものとする。

5. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

更に、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

更に、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

8. 新株予約権の割当て後に、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

更に、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	289	29,189
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	3,189	-	3,189	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは設立以来、利益配当は実施しておりません。また各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後の経営成績及び財政状態を考慮した上で利益配当についても検討していきます。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。内部留保資金につきましては、主として研究開発費用に有効活用し、さらなる企業価値の向上に努力していく所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	62	53	35	215	199
最低(円)	4	6	23	13	60

(注) 1. 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

2. 第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	122	110	100	108	109	199
最低(円)	83	91	85	86	91	105

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 代表執行役 社長	CEO (最高経営 責任者)	イン・ルオ	昭和40年7月16日	平成5年11月 アヴィロン入社 研究員 平成6年11月 クロンテック・ラボラトリーズ インク入社 プロジェクト・リー ダー 平成9年8月 ライジェル・ファーマシューティ カルス入社 シニア・ディレク ター 平成13年5月 上海ジェノミクス有限公司設立 董事CEO就任 平成17年6月 当社代表取締役常務COO就任 平成19年10月 当社代表取締役CEO就任 平成20年8月 当社代表取締役社長兼CEO就任 平成21年4月 上海ジェノミクス有限公司董事長 兼CEO就任(現任) 平成21年6月 当社取締役代表執行役社長兼CEO 就任(現任) 平成22年11月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事長兼CEO就任(現任) 平成23年9月 北京コンチネント薬業有限公司 董事長就任(現任)	注2	3,665
取締役 代表執行役	COO (最高執行責任 者)	片岡 隆志	昭和11年3月30日	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 昭和49年9月 フィリピン・ペトロケミカル・ プロダクツ・インク出向 社長就任 昭和58年12月 イラン ジャパン・ペトロケミカ ル・カンパニー出向 取締役副社長就任 平成2年10月 大日精化工業株式会社米国法人出 向 社長就任 平成11年12月 株式会社スピードグループ 監査役就任 平成17年11月 当社入社 顧問就任 平成17年12月 当社監査役就任 平成20年4月 上海ジェノミクス有限公司董事就 任(現任) 平成20年9月 当社最高管理責任者就任 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役COO就任 (現任) 平成22年11月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事就任(現任) 平成23年9月 北京コンチネント薬業有限公司 董事就任(現任)	注2	100
取締役		指輪 英明	昭和33年5月17日	昭和58年4月 大和証券株式会社 営業部 昭和62年10月 クラインオートベンソン証券営業 部 英国 平成元年8月 ゴールドマンサックス証券営業 部 米国 平成15年4月 日本コンシェルジュ株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成17年10月 日活株式会社 取締役就任 平成18年6月 株式会社JPホールディングス社外 監査役就任(現任) 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年4月 上海ジェノミクス有限公司 監事 就任 平成22年7月 GIC証券株式会社取締役副社長就 任(現任)	注2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		リウエン・ウ	昭和21年7月21日生	昭和56年8月 北京協和病院神経科 Resident Doctor 昭和60年8月 同病院神経科 Assistant Chief Doctor 平成2年8月 同病院神経科 Associate Chief Doctor 平成8年8月 同病院神経科 Chief Doctor& Professor(現任) 平成13年8月 同病院神経科 Ph.D. Advisor(現任) 平成22年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
取締役		ワンショウ・グオ	昭和34年9月7日生	昭和59年8月 日中友好医院外科 Doctor 昭和61年7月 同医院整形外科 Doctor 平成3年12月 同医院整形外科 Assistant Chief Doctor 平成11年6月 同医院整形外科 Associate Chief Doctor 平成12年2月 同医院整形外科 Vice Chairman(現任) 平成16年9月 同医院整形外科 Chief Doctor, Professor, Graduate Student advisor(現任) 平成20年4月 同医院関節外科 Chairman(現任) 平成22年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
取締役		安川 定之	昭和21年11月30日生	昭和44年4月 三井物産株式会社入社 平成9年6月 同社リスク管理部長 平成10年7月 欧州三井物産兼英国三井物産 Director and CFO 平成14年4月 同社検査役(内部監査) 平成16年12月 三井液化ガス株式会社(平成20年 三井丸紅液化ガス株式会社に名称 変更) 監査役就任 平成21年6月 同社検査役(内部監査)就任 平成23年3月 当社取締役就任(現任) 平成23年3月 上海ジェノミクス有限公司 監事 就任(現任)	注2	-
取締役		トーマス・イーストリング	昭和30年10月16日生	昭和58年6月 The Nikko Securities Co. International, Inc., Investment Banking and Syndicate Divisions, Senior Vice President & General Manager 平成11年5月 Duff & Phelps Credit Rating Co.(現Fitch Ratings Ltd.)日 本支社Senior Vice President, Managing Director 平成13年7月 Softbank Commerce Corp. Strategic Planning & Investor Relations, Managing Director 平成20年2月 American Appraisal Transaction Advisory Service, Director(現 任) 平成25年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
計						3,765

- (注) 1. 取締役指輪英明、リウエン・ウ、ワンショウ・グオ及びトーマス・イーストリング氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、平成24年12月期に係る定時株主総会の終結の時から平成25年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。なお、安川定之氏の任期は平成25年6月30日迄であります。
3. 当社は委員会設置会社であります。各委員会の委員については、下記の通りです。尚、氏名の前に が付いた者は各委員会の委員長であります。
- 報酬委員会： 片岡隆志氏、指輪英明氏、ワンショウ・グオ氏
指名委員会： イン・ルオ氏、リウエン・ウ氏、トーマス・イーストリング氏
監査委員会： 指輪英明氏、安川定之氏、リウエン・ウ氏

4. 松田均氏の任期は第12期定時株主総会にて平成25年7月1日をもって取締役として選任されており、その任期は平成25年7月1日から平成25年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役社長	CEO	イン・ルオ	昭和40年7月16日	(1) 取締役 の状況参照	注	3,665
代表執行役	COO	片岡 隆志	昭和11年3月30日	(1) 取締役 の状況参照	注	100
計						3,765

(注) 執行役の任期は、平成24年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の時から平成25年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は平成21年6月より委員会設置会社に移行しており、当連結会計年度末において、取締役会は7名の取締役（うち社外取締役4名）及び執行役2名（兼務取締役2名）にて構成しています。各委員（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は3名で、その過半数が社外取締役ににより構成されています。

イ 取締役会の状況

定時取締役会を四半期毎、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定を行う機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、社外取締役4名は企業経営と医薬事業の経験を有する人材を登用しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定められております。

ロ 監査委員会

監査委員会は規定上は四半期毎ですが、必要に応じてほぼ毎月開催されております。当連結会計年度末において、取締役1名と社外取締役2名で構成され、取締役会に必ず出席し、取締役会の運用状況を監査しております。また、必要に応じて監査委員間による協議を実施しております。

監査委員は決裁書類の閲覧を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

ハ 経営会議

取締役兼オフィサー及びアドバイザーにより、毎月1回以上経営会議を開催しております。経営会議においては、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況について、迅速な審議と意思疎通を行う体制としております。指揮命令系統はオフィサーを責任者として成り立っており、各部門は機能に基づき各部の管理職を通じ統制を行っております。具体的にはCEOが経営全般、研究開発担当部門、COOが業務全般をそれぞれ統括しております。

ニ 内部統制システムの整備の状況及び内部監査

当社の内部統制システムは取締役会で承認された社内規程に従い、組織ごとの分掌業務の明確化及び権限の委譲が図られ、整備・運営されております。

内部監査は、取締役会が選定する内部監査人が行ない、全部署を対象に業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し、不正過誤を予防しております。

ホ 会計監査人その他第三者の状況

当社は現在、三優監査法人による金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は会計監査人より是正勧告や改善提案等の指摘を受けた場合、これら指摘事項に関する是正改善を速やかに実施しております。また当社は必要に応じて、弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

へ 内部監査担当者と監査委員会及び会計監査人の連携

当社では、内部監査担当者と監査委員、会計監査人が監査の有効性と効率性を高めるため、適宜情報交換を行っております。特に内部監査担当者及び監査委員は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

当社と社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は当社株式を保有しておりません。なお、当社と社外取締役との間の取引関係その他の利害関係はありません。

役員報酬の内容

第12期における取締役、並びに執行役の年間報酬の総額は42,783千円であり、その内訳は下記の通りです。

社外役員 (4名) 10,490千円

取締役(社外取締役を除く) (3名) 32,293千円

(注) 執行役兼取締役(2名)の報酬等については、取締役欄に含めて記載されております。支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額5,183千円(うち社外取締役1,740千円)を含んでおります。

< 取締役及び執行役の報酬の額の決定に関する方針 >

1 方針の決定方法

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人報酬等の額の決定に関する方針を定めております。

2 方針の概要

イ 取締役及び執行役に共通する事項

- ・ 他社の支給水準等を勘案の上、取締役及び執行役に求められる職務及び責任に見合った報酬の水準を設定します。
- ・ 取締役の年俸及び退職慰労金並びに執行役の報酬の合計額は、1事業年度につき2億円以内とします。

ロ 取締役に係る事項

取締役の報酬は、年俸、ストック・オプション及び退職慰労金からなります。

- ・ 年俸は、常勤・非常勤ごとの基本報酬に対して、役職、職務内容等を反映した加算を行って決定します。
- ・ 各取締役に付き、適切と認められる場合には、退職慰労金を支給することがあります。
- ・ 年俸及び退職慰労金に加え、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、取締役に對し、必要に応じてストックオプションを付与することがあります。

ハ 執行役に係る事項

- ・ 執行役が取締役に兼任する場合には、取締役としての報酬のみを支給するものとし、執行役としての報酬は支給しません。
- ・ 執行役が取締役に兼任せず、執行役としての報酬を支給する必要がある場合には、職務内容等を勘案のうえ適切な報酬額を定めます。

会計監査の内容

当社の会計監査業務を執行した会計監査人は三優監査法人であり、公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記の通りとなります。

業務を執行した公認会計士の氏名：杉田 純、海藤 丈二

会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士 5名、その他 3名

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約

イ 取締役

当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ロ 社外取締役

当社定款において、社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がない時は一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	27,300		31,850	
連結子会社				
計	27,300		31,850	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等としての経歴、監査の品質や監査に要する人員と時間等を総合考慮の上、決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人の監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	780,618	821,954
受取手形及び売掛金	40,615	36,832
有価証券	-	6,955
たな卸資産	¹ 53,234	¹ 73,532
その他	28,357	21,130
貸倒引当金	7,096	19,700
流動資産合計	895,729	940,705
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	180,927	205,757
減価償却累計額	87,841	107,717
建物及び構築物(純額)	93,085	³ 98,039
機械及び装置	128,545	141,555
減価償却累計額	84,224	106,107
機械及び装置(純額)	44,321	³ 35,448
車両運搬具	25,725	30,094
減価償却累計額	24,482	23,824
車両運搬具(純額)	1,243	6,270
工具、器具及び備品	60,989	57,471
減価償却累計額	54,467	52,607
工具、器具及び備品(純額)	6,522	4,864
建設仮勘定	16,031	64,887
有形固定資産合計	161,203	209,510
無形固定資産		
のれん	156,289	100,928
特許権	51,087	-
借地権	284,936	³ 312,479
ソフトウェア	1,132	448
無形固定資産合計	493,444	413,856
投資その他の資産		
その他	15,401	6,198
投資その他の資産	15,401	6,198
固定資産合計	670,049	629,564
資産合計	1,565,778	1,570,269

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	39,741	43,789
短期借入金	-	3 101,960
1年内返済予定の長期借入金	3,169	3,938
未払金	36,624	28,202
未払費用	8,100	7,584
前受金	25,873	38,509
未払法人税等	27,476	24,351
賞与引当金	7,386	10,849
受注損失引当金	335	-
その他	3,258	1,831
流動負債合計	151,965	261,016
固定負債		
長期借入金	248,547	261,028
その他	3,256	17,575
固定負債合計	251,803	278,603
負債合計	403,769	539,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,309,431	3,504,692
資本剰余金	3,269,431	3,464,692
利益剰余金	5,720,096	6,202,351
自己株式	126	155
株主資本合計	858,641	766,877
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	37,945	13,884
その他の包括利益累計額合計	37,945	13,884
新株予約権	178,014	161,569
少数株主持分	163,298	116,086
純資産合計	1,162,008	1,030,649
負債純資産合計	1,565,778	1,570,269

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
売上高	90,332	161,943
売上原価	1, 2 72,441	2 127,332
売上総利益	17,891	34,610
販売費及び一般管理費	3, 4 475,185	3, 4 499,171
営業損失()	457,293	464,560
営業外収益		
受取利息	468	522
補助金収入	5,587	507
賃貸収入	929	-
その他	357	381
営業外収益合計	7,344	1,411
営業外費用		
支払利息	1,728	9,512
為替差損	1,978	6,605
株式交付費	9,912	5,325
その他	308	7
営業外費用合計	13,927	21,451
経常損失()	463,877	484,600
特別利益		
新株予約権戻入益	-	197
固定資産売却益	-	5 1,440
償却債権取立益	10,582	-
過年度損益修正益	5,181	-
特別利益合計	15,764	1,637
特別損失		
減損損失	-	7 61,400
固定資産売却損	-	6 352
損害賠償金	9,842	-
過年度損益修正損	1,200	-
特別損失合計	11,043	61,753
税金等調整前当期純損失()	459,156	544,716
法人税、住民税及び事業税	1,209	1,210
少数株主損益調整前当期純損失()	460,366	545,926
少数株主損失()	24,916	63,670
当期純損失()	435,450	482,255

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()	460,366	545,926
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,959	40,519
その他の包括利益合計	2,959	40,519
包括利益	457,406	505,406
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	431,336	458,195
少数株主に係る包括利益	26,070	47,211

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,079,924	3,309,431
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,507	195,260
当期変動額合計	229,507	195,260
当期末残高	3,309,431	3,504,692
資本剰余金		
当期首残高	3,039,924	3,269,431
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,507	195,260
当期変動額合計	229,507	195,260
当期末残高	3,269,431	3,464,692
利益剰余金		
当期首残高	5,284,645	5,720,096
当期変動額		
当期純損失（ ）	435,450	482,255
当期変動額合計	435,450	482,255
当期末残高	5,720,096	6,202,351
自己株式		
当期首残高	126	126
当期変動額		
自己株式の取得	-	29
当期変動額合計	-	29
当期末残高	126	155
株主資本合計		
当期首残高	835,076	858,641
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	459,014	390,521
当期純損失（ ）	435,450	482,255
自己株式の取得	-	29
当期変動額合計	23,564	91,764
当期末残高	858,641	766,877
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		
当期首残高	42,059	37,945
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,114	24,060
当期変動額合計	4,114	24,060
当期末残高	37,945	13,884

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
新株予約権		
当期首残高	122,879	178,014
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,134	16,444
当期変動額合計	55,134	16,444
当期末残高	178,014	161,569
少数株主持分		
当期首残高	-	163,298
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	163,298	47,211
当期変動額合計	163,298	47,211
当期末残高	163,298	116,086
純資産合計		
当期首残高	915,896	1,162,008
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	459,014	390,521
当期純損失（ ）	435,450	482,255
自己株式の取得	-	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	222,547	39,595
当期変動額合計	246,112	131,359
当期末残高	1,162,008	1,030,649

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	459,156	544,716
減価償却費	15,668	32,305
減損損失	-	61,400
のれん償却額	82,260	67,175
株式報酬費用	49,926	7,172
賞与引当金の増減額(は減少)	2,842	3,012
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,039	10,664
新株予約権戻入益	-	197
受取利息	468	522
支払利息	1,728	9,512
為替差損益(は益)	657	6,605
株式交付費	9,912	5,325
固定資産売却損益(は益)	-	1,087
売上債権の増減額(は増加)	99,017	7,210
たな卸資産の増減額(は増加)	3,357	12,214
仕入債務の増減額(は減少)	3,047	904
その他の流動資産の増減額(は増加)	24,631	7,436
その他の流動負債の増減額(は減少)	6,362	12,273
その他	2,225	12,231
小計	162,494	341,863
利息の受取額	467	522
利息の支払額	1,728	9,268
法人税等の支払額	234	1,209
営業活動によるキャッシュ・フロー	163,989	351,819
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	-	1,642
有形固定資産の取得による支出	19,058	47,385
無形固定資産の取得による支出	38,313	-
長期前払費用の取得による支出	11,583	-
定期預金の預入による支出	-	50,000
差入保証金の差入による支出	-	654
関係会社出資金の払込による支出	37,519	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,475	96,397

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（ は減少）	72,984	76,195
長期借入金の返済による支出	-	8,337
長期借入れによる収入	16,654	7,492
株式の発行による収入	439,753	361,775
新株予約権の発行による収入	14,661	-
少数株主からの払込みによる収入	100,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	498,085	437,125
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,896	9,382
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	225,724	1,708
現金及び現金同等物の期首残高	554,894	780,618
現金及び現金同等物の期末残高	780,618	778,909

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

上海ジェノミクス有限公司、北京コンチネント薬業有限公司、GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.、上海ジェノミクステクノロジー有限公司

尚、GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.については、実質支配力基準に基づいて、連結子会社にしております。また、上海ジェノミクステクノロジー有限公司は新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券(時価のあるもの)

投資信託のうち預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産

製品・原材料・貯蔵品・仕掛品(製造分)

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品(受託研究分)

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

当社及び北京コンチネント薬業有限公司は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	20～30年
機械及び装置	10年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～10年

上海ジェノミクス有限公司、GNI-EPH Pharmaceuticals, Inc.及び上海ジェノミクステクノロジー有限公司は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	3～5年
機械及び装置	10年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	5年

(ロ) 無形固定資産

定額法を採用しております。当社は自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づいており、上海ジェノミクス有限公司は社内における利用可能期間（2年）に基づいております。また特許権については、減損テストのみに基づき減損処理を行っております。

(ハ) 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、主な償却期間は10年です。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎に将来の支給見込額を加味して計上しております。

(ハ) 受注損失引当金

一部の連結子会社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

研究開発に係る収入及び原価の計上基準

(イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

進行基準（研究開発の進捗率の見積りは原価比例法）

(ロ) その他の案件

完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、上海ジェノミクス有限公司は5年間で、北京コンチネント薬業有限公司は15年間の均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(ロ) 在外子会社の会計処理基準

在外子会社の採用する会計基準は、国際財務報告基準に準拠して作成されている場合には、それを連結決算手続上利用しております。在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、我が国の会計基準に準拠して修正しております。

【会計方針の変更】

(会計上の見積りと区分することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更に伴う営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響額は軽微であります。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

- 1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
製品	25,969千円	22,292千円
仕掛品	10,215千円	18,380千円
原材料及び貯蔵品	17,049千円	32,859千円

- 2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	12,823千円	14,310千円

- 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
建物及び構築物	千円	96,954千円
機械及び装置	千円	11,104千円
借地権	千円	312,479千円
合計	千円	420,538千円

担保設定の原因となる債務は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
短期借入金	千円	83,460千円

(連結損益計算書関係)

- 1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額の金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
	335千円	千円

- 2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上原価	661千円	3,441千円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
のれん償却額	82,260千円	67,175千円
株式報酬費用	49,926千円	7,172千円
試験研究費	103,715千円	101,535千円
賞与引当金繰入額	7,404千円	7,435千円

貸倒引当金繰入額

6,659千円

11,932千円

4 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	103,715千円	101,535千円

5 有形固定資産売却益の内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
車両運搬具	千円	1,440千円

6 有形固定資産売却損の内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
工具、器具及び備品	千円	352千円

7 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都 新宿区	研究開発	特許権	51,087
東京都 新宿区	遊休資産 (当社)	長期前払費用	10,313
		合計	61,400

当社グループは、主として事業用資産については管理会計上の事業区分ごとに、研究開発目的で取得した特許権及び将来の使用が見込まれない遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。これらの資産につきましては、将来における利用見込み及び収益性が不明確となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、その正味売却価額はないものとして算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益の内訳

	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
その他の包括利益の内訳	
為替換算調整勘定	
当期発生額	40,519千円
その他の包括利益合計	40,519千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	89,782,831	5,315,000		95,097,831

(変動事由の概要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使による増加 4,765,000株

その他新株予約権の行使による増加 550,000株

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,900			2,900

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)			当連結会計年度末残高(千円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		
提出会社	第1回(注3)	普通株式	500		500		
	第5回プランB	普通株式	5			5	
	第5回プランF(注2)	普通株式	73		23	50	
	第6回プランD	普通株式	500			500	
	第6回プランE	普通株式	12			12	
	第15回	普通株式	4			4	
	第20回	普通株式	2			2	
	第24回	普通株式	280			280	3,458
	第25回	普通株式	30			30	158
	第26回	普通株式	50			50	398
	第27回	普通株式	2,780			2,780	89,543
	第28回(注3)	普通株式	490		50	440	14,172
	第29回(注2)	普通株式	600		10	590	17,349
	第31回(注4)	普通株式	1,540			1,540	39,077
	第32回	普通株式	200			200	5,599
	第33回	普通株式	60			60	1,333
	第34回(注1)	普通株式		1,910		1,910	45
第35回(注1、3)	普通株式		9,000	4,765	4,235	6,877	
合計			7,126	10,910	5,348	12,688	178,014

(注) 1. 増加は新株予約権発行によるものであります。

2. 減少は契約による失効に伴うものであります。

3. 減少は行使に伴うものであります。

4. 権利行使期間の初日が到来していません。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	95,097,831	4,795,000	-	99,892,831

（変動事由の概要）

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使による増加4,235,000株
その他新株予約権の行使による増加560,000株

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,900	289	-	3,189

（変動自由の概要）

単元未満株式の買い取りによる増加であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)			当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	第5回プランB	普通株式	5			5
	第5回プランF(注1)	普通株式	50		8	42
	第6回プランD	普通株式	500			500
	第6回プランE	普通株式	12			12
	第15回	普通株式	4			4
	第20回	普通株式	2			2
	第24回(注2)	普通株式	280		40	240
	第25回	普通株式	30			30
	第26回	普通株式	50			50
	第27回(注2)	普通株式	2,780		260	2,520
	第28回(注2)	普通株式	440		50	390
	第29回(注2)	普通株式	590		71	519
	第31回(注2)	普通株式	1,540		80	1,460
	第32回(注2)	普通株式	200		50	150
	第33回(注1、2)	普通株式	60		20	40
第34回	普通株式	1,910			1,910	
第35回(注2)	普通株式	4,235		4,235		
合計			12,688		4,814	7,874

(注) 1. 減少は契約による失効に伴うものであります。
2. 減少は行使に伴うものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金勘定	780,618千円	821,954千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	千円	50,000千円
有価証券勘定(MMF)	千円	6,955千円
現金及び現金同等物	780,618千円	778,909千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。有価証券は、MMF等の公社債投信など安全性と流動性の高い金融商品であります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建て営業債権債務は、為替リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

短期借入金は、外貨建てにより主に営業取引に係る運転資金の調達を目的としており、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に事業投資等を目的として、必要な資金の大半を中国元建てで、変動金利等により調達しており、返済日は決算日後8年以内であります。変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されており、また外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されておりますが、当社では、適時に資金繰り計画等を作成・更新すること、及び経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向及び為替動向に応じた資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（平成23年12月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	780,618	780,618	
受取手形及び売掛金	40,615		
貸倒引当金（ 1）	7,096		
	33,518	33,518	
資産計	814,137	814,137	
買掛金	39,741	39,741	
未払金	36,624	36,624	
未払法人税等	27,476	27,476	
長期借入金	251,716	146,561	105,154
負債計	355,559	250,404	105,154

(1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	821,954	821,954	
受取手形及び売掛金	36,832		
貸倒引当金（ 1）	19,700		
	17,131	17,131	
有価証券	6,955	6,955	
資産計	846,041	846,041	
買掛金	43,789	43,789	
短期借入金	101,960	101,960	
未払金	28,202	28,202	
未払法人税等	24,351	24,351	
長期借入金	264,966	221,896	43,069
負債計	463,269	420,200	43,069

(1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、有価証券、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金

連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、その性質・時価の算定方法が同様であること等を考慮し、長期借入金として一括して掲記しております。またこれらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

区分	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
現金及び預金	780,618	
受取手形及び売掛金	40,615	
合計	821,234	

当連結会計年度(平成24年12月31日)

区分	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
現金及び預金	821,954	
受取手形及び売掛金	36,832	
合計	858,787	

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

長期借入金の連結決算日後の返済予定額は以下の通りです。なお、株主等からの借入金(当期末残高214,018千円)には返済期限が設定されていないため、含めておりません。

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,169	3,425	3,702	4,001	4,325	19,073

当連結会計年度(平成24年12月31日)

長期借入金の連結決算日後の返済予定額は以下の通りです。

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,938	4,235	230,533	4,899	5,268	16,091

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式			
債券			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式			
債券			
その他	6,955	6,955	
小計	6,955	6,955	
合計	6,955	6,955	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	49,926千円	7,172千円

2. 自社株式オプションにかかる当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
現金及び預金	14,661千円	千円

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	千円	197千円

4. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランF	第6回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	子会社の従業員 7名 社外の協力先 8名	社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 5,000株	普通株式 42,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成16年7月30日	平成17年6月28日	平成18年1月31日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	<p>優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日</p>	自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日

	第6回新株予約権プランE
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 12,000株
付与日	平成18年4月28日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日

	第15回新株予約権	第20回新株予約権	第24回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名	社外取締役 2名 監査役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,000株	普通株式 2,000株	普通株式 240,000株
付与日	平成18年8月31日	平成19年3月30日	平成20年8月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	社外の協力先 1名	取締役 3名 社外取締役 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 50,000株	普通株式 2,520,000株
付与日	平成20年12月4日	平成21年1月5日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日

	第28回新株予約権	第29回新株予約権	第31回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 5名	従業員 4名 子会社の従業員 7名	取締役 3名 社外取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 390,000株	普通株式 519,000株	普通株式 1,460,000株
付与日	平成21年7月7日	平成21年7月7日	平成22年4月12日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日	自 平成24年3月27日 至 平成32年3月26日

	第32回新株予約権	第33回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 2名	従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 150,000株	普通株式 40,000株
付与日	平成22年4月12日	平成22年4月12日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日

(2)ストック・オプションの規模及び変動状況
当連結会計年度(平成24年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランF	第6回新株予約権プランD	第6回新株予約権プランE	第15回新株予約権	第20回新株予約権
回次						
決議年月日	平成16年7月12日	平成17年6月13日	平成18年1月20日	平成18年4月19日	平成18年8月14日	平成19年3月13日
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	5,000	50,000	500,000	12,000	4,000	2,000
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	-	8,000	-	-	-	-
未行使残	5,000	42,000	500,000	12,000	4,000	2,000

会社名	提出会社					
	第24回新株予約権	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権	第28回新株予約権	第29回新株予約権
回次						
決議年月日	平成20年7月22日	平成20年11月20日	平成20年12月19日	平成21年6月22日	平成21年6月22日	平成21年6月22日
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	280,000	30,000	50,000	2,780,000	440,000	590,000
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	40,000	-	-	260,000	50,000	71,000
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	240,000	30,000	50,000	2,520,000	390,000	519,000

会社名	提出会社		
	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	1,540,000	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	1,540,000	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	200,000	60,000
権利確定	1,540,000	-	-
権利行使	80,000	50,000	9,000
失効	-	-	11,000
未行使残	1,460,000	150,000	40,000

単価情報

会社名	提出会社					
	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE	第15回 新株予約権	第20回 新株予約権
決議年月日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日
権利行使価格(円)	55	110	140	140	140	220
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注2)	(注2)

会社名	提出会社					
	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権
決議年月日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日
権利行使価格(円)	35	9	10	34	34	34
行使時平均株価(円)	100	-	-	100.46	173	100.07
付与日における公正な 評価単価(円)	12.3	5.2	7.9	32.21	32.21	32.21

会社名	提出会社		
	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利行使価格(円)	33	33	33
行使時平均株価(円)	99	95	103
付与日における公正な 評価単価(円)	29	28	28

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。
2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
3. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
839千円
4. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

6. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第34回新株予約権	第35回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 7名	マッコーリー・バンク・リミテッド
株式の種類及び付与数	普通株式 1,910,000株	普通株式 4,235,000株
付与日	平成23年5月12日	平成23年12月7日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>下記(i)及び(ii)に掲げる条件が全て満たされた場合に初めて新株予約権を行使することができる。i)当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が2億円以上計上されること。ii)権利行使期間中において、当社の株式会社東京取引所マザーズ市場における普通株式の普通取引終値が、一度でも権利行使価額に130%を乗じた価格以上となること。</p> <p>() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、</p> <p>(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>コミットメント条項付買取契約がマッコーリー・バンク・リミテッドと締結されること。</p>
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	自 平成23年5月12日 至 平成28年5月11日	自 平成23年12月8日 至 平成25年12月7日

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

自社株オプションの数

会社名	提出会社	
	第34回新株予約権	第35回新株予約権
回次	第34回新株予約権	第35回新株予約権
決議年月日	平成23年3月28日	平成23年11月21日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,910,000	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	1,910,000	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	4,235,000
権利確定	-	-
権利行使	-	4,235,000
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

会社名	提出会社	
	第34回新株予約権	第35回新株予約権
回次	第34回新株予約権	第35回新株予約権
決議年月日	平成23年3月28日	平成23年11月21日
権利行使価格(円)	22	82.21
行使時平均株価(円)	-	103.14
付与日における公正な評価単価(円)	24	1,624

(注) 第35回新株予約権は行使価格修正条項付き新株予約権であり、権利行使価格に契約上の調整を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,348,946千円	1,414,490千円
未払事業税	646千円	805千円
貸倒引当金	953千円	4,925千円
減価償却超過額	208千円	20,085千円
株式報酬費用	8,523千円	12,492千円
棚卸資産評価損	10,885千円	24,167千円
賞与引当金	923千円	2,712千円
その他	3千円	556千円
繰延税金資産小計	1,371,091千円	1,480,234千円
評価性引当額	1,371,091千円	1,480,234千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債	千円	千円
繰延税金負債合計	千円	千円
繰延税金資産負債の純額	千円	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

(前連結会計年度)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなります。

平成24年12月31日まで 40.69%

平成25年1月1日から平成27年12月31日 38.01%

平成28年1月1日以降 35.64%

なお、この税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の純額の変更はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、創薬事業会社の単一事業であり、国内においては当社が、海外においては連結子会社が担当しております。したがって、当社グループは、研究開発・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」と「中国」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、創薬事業や受託研究などを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの金額であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	中国	合計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	18,707	71,625	90,332		90,332
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,723	15,815	22,538	22,538	
計	25,430	87,440	112,871	22,538	90,332
セグメント損失()	180,724	195,375	376,099	81,193	457,293
セグメント資産	2,859,478	833,216	3,692,695	2,126,916	1,565,778
その他の項目					
減価償却費	2,400	4,425	6,825		6,825
のれん償却額				82,260	82,260
受取利息	94	373	468		468
支払利息		1,728	1,728		1,728
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	38,313	511,688	550,001	95,814	645,816

(注) 1 調整額は、以下の通りであります。

(1)セグメント損失の調整額 81,193千円は、セグメント間取引消去1,066千円、全社費用 82,260千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しないのれん償却額であります。

(2)セグメント資産の調整額 2,126,916千円は、関係会社出資金の消去 2,273,466千円、報告セグメント間の債権債務 9,738千円、各セグメントに配分しない全社資産であるのれん156,289千円であります。

(3)のれん償却額82,260千円は、報告セグメントに帰属しないのれん償却額であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額95,814千円は、各セグメントに配分しない全社資産であるのれんの増加額95,814千円であります。

2 セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表計上 額 (注) 2
	日本	中国	合計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	17,144	144,798	161,943		161,943
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,759	14,496	21,256	21,256	
計	23,904	159,295	183,199	21,256	161,943
セグメント損失()	163,158	237,831	400,990	63,570	464,560
セグメント資産	2,996,638	802,599	3,799,238	2,228,968	1,570,269
その他の項目					
減価償却費	3,128	29,176	32,305		32,305
のれん償却費				67,175	67,175
受取利息	1,291	405	1,696	1,174	522
支払利息		10,698	10,698	1,186	9,512
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額		47,385	47,385		47,385

(注) 1 調整額は、以下の通りであります。

- (1)セグメント損失の調整額 63,570千円は、セグメント間取引消去3,604千円、全社費用 67,175 千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しないのれん償却額であります。
- (2)セグメント資産の調整額 2,228,968千円は、関係会社出資金の消去 2,230,012千円、報告セグメント間の債権債務 99,884千円、各セグメントに配分しない全社資産であるのれん100,928千円であります。
- (3)のれん償却額67,175千円は、報告セグメントに帰属しないのれん償却額であります。
- 2 セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 3 減価償却費には長期前払費用の償却額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社及び連結子会社は、創業事業会社として同一の製品及びサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	中国	東南アジア	米国	欧州	合計
18,707	51,910	2,082	5,799	11,833	90,332

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、オーストリアなど

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国	合計
2,094	159,108	161,203

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
和光純薬工業株式会社	18,604	日本

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として同一の製品及びサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	東南アジア	米国	合計
17,144	141,777	333	2,688	161,943

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・香港
- (3) 米国

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
806	208,703	209,510

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
和光純薬工業株式会社	17,144	日本

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

(単位：千円)

	日本	中国	合計	全社又は消去	合計
減損損失	61,400		61,400		61,400

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)及び当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

前述の「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）及び当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社の役員	李莉			董事		資金の借入	資金の借入		長期借入金	89,845
連結子会社の役員	馬松江			董事		資金の借入	資金の借入	16,491	長期借入金	38,823
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING CONTINENT PHARMACEUTICAL FACTORY Co.,LTD	中国北京市	10,000千人民元	製薬業		資金の借入	資金の借入		長期借入金	45,473
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING JISHENGKANGNUO INTERNET SCIENCE AND TECHNOLOGY Co.,LTD	中国北京市	2,400千人民元	健康食品の通信販売		資金の借入等	資金の借入 長期前払費用 取得	11,566	長期借入金 前払費用 長期前払費用	1,051 1,156 10,313
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING HAOLONGFENG ECONOMY TRADE CO.,LTD	中国北京市	4,000千人民元	医薬品の卸売業		資金の借入	資金の借入		長期借入金	22,527

重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING JISHENGKANGNING PHARMACEUTICAL SCIENCE AND TECNOLOGY Co.,LTD	中国北京市	500千人民元	製薬業		特許権の取得	特許権の取得	37,753	特許権	37,753
--	--	-------	---------	-----	--	--------	--------	--------	-----	--------

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

無利子である長期借入を除いて、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社の役員	李莉			董事		資金の借入	資金の借入返済	6,095 1,269	長期借入金	106,809
連結子会社の役員	馬松江			董事		資金の借入	資金の借入返済	16,889 16,889	長期借入金	43,869
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING CONTINENT PHARMACEUTICAL FACTORY Co.,LTD	中国北京市	10,000 千人民元	製薬業		資金の借入	資金の借入借入金の返済	3,809	長期借入金	47,211
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	BEIJING HAOLONGFENG ECONOMY TRADE CO.,LTD	中国北京市	4,000 千人民元	医薬品の卸売業		資金の借入	資金の借入		長期借入金	25,455

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

無利子である長期借入を除いて、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	
1 株当たり純資産額	8 円63銭	1 株当たり純資産額	7 円54銭
1 株当たり当期純損失金額	4 円82銭	1 株当たり当期純損失金額	4 円85銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
1 株当たり当期純損失金額		
当期純損失 (千円)	435,450	482,255
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純損失 (千円)	435,450	482,255
普通株式の期中平均株式数 (株)	90,307,219	99,533,932
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権17種類 (新株予約権の数12,688個) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権16種類 (新株予約権の数7,874個) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金		101,960		
1年以内に返済予定 の長期借入金	3,169	3,938	7.91	
1年以内に返済予定 のリース債務				
長期借入金(1年以 内に返済予定のもの を除く。)	248,547	261,028	7.30	平成26年1月1日～ 平成32年8月31日
リース債務(1年以 内に返済予定のもの を除く。)				
その他の有利子負債				
合計	251,716	366,926		

- (注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の当期末残高のうち、株主等からの借入金(当期末残高225,978千円)については無利息であり、平均利率には含んでおりません。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年毎の返済予定額は以下の通りです。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,235	230,533	4,899	5,268

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	41,202	90,723	120,542	161,943
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額 (千円)	132,982	236,269	362,954	544,716
四半期(当期)純損失 金額 (千円)	124,594	220,834	334,304	482,255
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	1.26	2.22	3.36	4.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失金額 (円)	1.26	0.97	1.14	1.48

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	538,257	655,279
売掛金	7,587	9,452
前払費用	1 5,446	1 4,375
未収入金	1 12,092	1 7,339
その他	55	26
流動資産合計	563,440	676,473
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	21,200	21,200
減価償却累計額	19,106	20,394
工具、器具及び備品(純額)	2,094	806
有形固定資産合計	2,094	806
無形固定資産		
特許権	51,087	-
ソフトウェア	1,132	448
無形固定資産合計	52,219	448
投資その他の資産		
関係会社出資金	2,230,012	2,230,012
関係会社長期貸付金	-	87,500
敷金	1,398	1,398
長期前払費用	10,313	-
投資その他の資産合計	2,241,724	2,318,910
固定資産合計	2,296,038	2,320,165
資産合計	2,859,478	2,996,638
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 6,149	1 7,651
未払金	1 13,615	1 4,941
未払費用	506	376
未払法人税等	2,770	3,329
預り金	2,258	1,424
流動負債合計	25,300	17,723
負債合計	25,300	17,723

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,309,431	3,504,692
資本剰余金		
資本準備金	3,269,431	3,464,692
資本剰余金合計	3,269,431	3,464,692
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,922,572	4,151,883
利益剰余金合計	3,922,572	4,151,883
自己株式	126	155
株主資本合計	2,656,164	2,817,345
新株予約権	178,014	161,569
純資産合計	2,834,178	2,978,914
負債純資産合計	2,859,478	2,996,638

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高		
経営指導料	1 6,723	1 6,759
製品売上高	18,707	17,144
売上高合計	25,430	23,904
売上原価		
当期製品仕入高	1 15,977	1 14,503
製品売上原価	15,977	14,503
売上総利益	9,452	9,400
販売費及び一般管理費	2 190,177	2 172,559
営業損失()	180,724	163,158
営業外収益		
受取利息	94	1 1,291
受取賃貸料	1 1,176	1 98
為替差益	-	72
その他	-	130
営業外収益合計	1,270	1,592
営業外費用		
株式交付費	9,912	5,325
為替差損	989	-
その他	14	5
営業外費用合計	10,915	5,331
経常損失()	190,369	166,897
特別利益		
新株予約権戻入益	-	197
過年度損益修正益	4,880	-
特別利益合計	4,880	197
特別損失		
減損損失	-	3 61,400
特別損失合計	-	61,400
税引前当期純損失()	185,488	228,100
法人税、住民税及び事業税	1,209	1,210
当期純損失()	186,698	229,310

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,079,924	3,309,431
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,507	195,260
当期変動額合計	229,507	195,260
当期末残高	3,309,431	3,504,692
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,039,924	3,269,431
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	229,507	195,260
当期変動額合計	229,507	195,260
当期末残高	3,269,431	3,464,692
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,735,874	3,922,572
当期変動額		
当期純損失（ ）	186,698	229,310
当期変動額合計	186,698	229,310
当期末残高	3,922,572	4,151,883
自己株式		
当期首残高	126	126
当期変動額		
自己株式の取得	-	29
当期変動額合計	-	29
当期末残高	126	155
株主資本合計		
当期首残高	2,383,848	2,656,164
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	459,014	390,521
当期純損失（ ）	186,698	229,310
自己株式の取得	-	29
当期変動額合計	272,316	161,180
当期末残高	2,656,164	2,817,345

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
新株予約権		
当期首残高	122,879	178,014
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,134	16,444
当期変動額合計	55,134	16,444
当期末残高	178,014	161,569
純資産合計		
当期首残高	2,506,727	2,834,178
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	459,014	390,521
当期純損失（ ）	186,698	229,310
自己株式の取得	-	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,134	16,444
当期変動額合計	327,450	144,736
当期末残高	2,834,178	2,978,914

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また特許権については、減損テストのみに基づき減損処理を行っております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、主な償却期間は10年です。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(会計上の見積りと区分することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更に伴う営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響額は軽微であります。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用してまいります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
前払費用	2,350千円	2,296千円
未収入金	2,868千円	3,400千円
買掛金	6,149千円	7,651千円
未払金	1,466千円	1,466千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係わるものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
経営指導料	6,723千円	6,759千円
仕入高	15,977千円	14,503千円
受取賃貸料	1,176千円	98千円
受取利息	千円	1,174千円

2 販売費及び一般管理費は、すべて一般管理費に属する費用であります。

主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
役員報酬	37,153千円	37,600千円
従業員給与	25,524千円	25,371千円
株式報酬費用	49,926千円	7,172千円
顧問料	27,811千円	38,893千円
その他支払手数料	13,834千円	20,724千円
減価償却費	2,303千円	1,972千円

3 減損損失

当社は当事業年度に以下の減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都 新宿区	研究開発	特許権	51,087
東京都 新宿区	遊休資産 (当社)	長期前払費用	10,313
		合計	61,400

当社は、主として事業用資産については管理会計上の事業区分ごとに、研究開発目的で取得した特許権及び将来の使用が見込まれない遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。これらの資産につきましては、将来における利用見込み及び収益性が不明確となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、その正味売却価額はないものとして算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,900			2,900

当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,900	289		3,189

(変動事由の概要)

単元未満株式の買い取りによる増加であります。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,221,816千円	1,132,000千円
未払事業税	646千円	805千円
株式報酬費用	8,523千円	12,492千円
減価償却超過額	208千円	20,085千円
繰延税金資産小計	1,231,195千円	1,165,384千円
評価性引当額	1,231,195千円	1,165,384千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債	千円	千円
繰延税金負債合計	千円	千円
繰延税金資産負債の純額	千円	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

(前事業年度)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなります。

平成24年12月31日まで 40.69%

平成25年1月1日から平成27年12月31日 38.01%

平成28年1月1日以降 35.64%

なお、この税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の純額の変更はございません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	
1株当たり純資産額	27円93銭	1株当たり純資産額	28円20銭
1株当たり当期純損失金額	2円7銭	1株当たり当期純損失金額	2円30銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失(千円)	186,698	229,310
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	186,698	229,310
普通株式の期中平均株式数(株)	90,307,219	99,533,932
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権17種類(新株予約権の数12,688個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権16種類(新株予約権の数7,874個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	21,200			21,200	20,394	1,287	806
有形固定資産計	21,200			21,200	20,394	1,287	806
無形固定資産							
特許権	51,087		51,087 (51,087)				
ソフトウェア	5,170			5,170	4,722	684	448
無形固定資産計	56,257		51,087	5,170	4,722	684	448
長期前払費用	11,470		10,313 (10,313)		1,156	1,156	

(注) 1. 当期減少額のうち、()内は内書きで減損損失の計上額であります。

2. 長期前払費用の当期首残高には、1年内償却予定の前払費用(流動資産)1,156千円が含まれております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	655,279
合計	655,279

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
和光純薬工業株式会社	9,452
合計	9,452

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B)
7,587	21,141	19,276	9,452	67.0	366 147

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、当期発生高には消費税等が含まれております。

関係会社出資金

相手先	金額(千円)
北京コンチネント薬業有限公司	144,417
GNI-EPH Pharmaceuticals, Inc.	100,000
上海ジェノミクス有限公司	1,985,595
合計	2,230,012

買掛金

相手先	金額(千円)
上海ジェノミクス有限公司	7,651
合計	7,651

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	(特別口座)
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	(特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りであります。 http://www.gnipharma.com/japanese/news/analystcoverage.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第11期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）
平成24年3月29日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
金融商品取引法第24条の4の4第1項の規定に基づく内部統制報告書を平成24年3月29日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
第12期 第1四半期（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）平成24年5月15日関東財務局長に提出。
第12期 第2四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出。
第12期 第3四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成24年3月30日関東財務局長に提出。
- (5) 内部統制報告書の訂正報告書
事業年度 第11期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）内部統制報告書に係る訂正報告書を平成24年4月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月28日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純
業務執行社員

代表社員 公認会計士 海 藤 丈 二
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイグループの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイグループが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月28日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純
業務執行社員

代表社員 公認会計士 海 藤 丈 二
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。